

# ○長崎国際大学大学院 学則

(平成16年4月1日制定)

改正 平成18年4月1日 平成19年4月1日  
平成19年4月1日 平成20年4月1日  
平成22年4月1日 平成23年4月1日  
平成26年4月1日 平成26年10月1日  
平成27年4月1日 平成27年12月18日  
令和2年4月1日 令和3年4月1日

## 第1章 総則

### 第1節 目的

(趣旨)

第1条 この学則は、長崎国際大学学則（以下「本学学則」という。）第5条第2項の規定により、長崎国際大学大学院（以下「大学院」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大学院の目的)

第2条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(教育研究上の目的の公表等)

第2条の2 研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程に定め、公表するものとする。

### 第2節 自己評価等

(自己評価等)

第3条 大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

3 大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、長崎国際大学の職員以外の者による検証を行うものとする。

(教育内容等の改善のための研修等)

第3条の2 大学院は、研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

### 第3節 課程等

(課程)

第4条 大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力とともに高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科及び専攻)

第5条 大学院に、次の研究科を置く。

人間社会学研究科  
健康管理学研究科  
薬学研究科

2 研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程
人間社会学研究科	観光学専攻	修士課程
	社会福祉学専攻	
	地域マネジメント専攻	博士課程
健康管理学研究科	健康栄養学専攻	修士課程
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程

3 人間社会学研究科の博士課程「地域マネジメント専攻」は、後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）とする。

4 薬学研究科の博士課程「医療薬学専攻」は、4年課程とする。

（収容定員）

第6条 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程		博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会学研究科	観光学専攻	10人	20人				
	社会福祉学専攻	10人	20人				
	地域マネジメント専攻			3人	9人		
健康管理学研究科	健康栄養学専攻	4人	8人				
薬学研究科	医療薬学専攻					3人	12人

#### 第4節 教員組織及び運営組織

（教員組織）

第7条 大学院に、研究科及び専攻の種類に応じ、大学院の授業を担当する教員及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教員その他教育研究上必要な教員を置く。

2 授業科目の授業は、大学院授業担当資格を有する教授、准教授、講師又は助教が担当する。

3 研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当することができる。

（研究科長及び教授会）

第8条 研究科に研究科長を置き、研究科長は、研究科の主体となる学部の専任の教授とし、研究科に関する校務をつかさどる。

2 研究科に教授会（以下「研究科教授会」という。）を置く。

3 研究科教授会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5節 学年、学期及び休業日

（学年、学期及び休業日）

第9条 大学院の学年、学期及び休業日は、本学学則第11条から第13条までの規定を準用する。

#### 第6節 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第10条 標準修業年限を修士課程は2年、博士後期課程は3年とする。ただし、薬学の博士課程は4年とする。

2 入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の修士課程又は薬学の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなすことができることとする。ただし、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(在学期間)

第11条 大学院における在学期間は、前条に定める標準修業年限の2倍を超えることができない。

### 第2章 通則

#### 第1節 入学、転入学、休学、退学及び再入学等

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、本学学則第12条に定める後期の始めに入学させることができる。

(修士課程の入学資格)

第13条 修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 学校教育法施行規則第102条第2項の規定により大学院に入学（「飛び入学」）した者であって、各研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(11) 大学に3年以上在学（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）し、当該学部が定める単位を優秀な成績で修得したものと認めるもの

2 前項第9、10、11号に該当する者の認定に当たって必要な事項は、各研究科において定める。

(博士後期課程の入学資格)

第13条の2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の大学、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

2 前項第8号に該当する者の認定に当たって必要な事項は、研究科において定める。

(薬学の博士課程の入学資格)

第13条の3 薬学の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 6年制薬系大学を含む修業年限が6年の大学を卒業した者

(2) 4年制大学を卒業しかつ修士の学位または専門職学位を有する者

(3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずる者として文部科学大臣が別に指定する者に限る。）において、修業年限が5年以

上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 学校教育法施行規則第102条第2項の規定により大学院に入学（「飛び入学」）した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 研究科において、個別の入学資格審査により、修業年限が6年の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

2 前項第8、9号に該当する者の認定に当たって必要な事項は、研究科において定める。

(入学の出願)

第14条 入学を志願する者は、検定料を添えて、所定の手続きにより学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(合格者の決定)

第16条 前条の選考による合格者の決定は、各研究科教授会の議を経て、学長が行う。

(入学手続き及び入学許可)

第17条 第15条に規定する入学者選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者の入学の手続き及び入学の許可については、本学学則第20条の規定を準用する。

(転入学)

第18条 他の大学院に在学する者が、転入学を願い出たときは、学期の始めに限り、当該研究科教授会で選考の上、学長が許可することがある。

2 前項により転学を許可された者の既に履修した授業科目について修得した単位及び在学年数の認定は、当該研究科教授会の議を経て、研究科長が決定する。

3 第1項により転入学を志願する者は、所属の大学長又は研究科長の紹介状を添えて、志願する研究科長に提出するものとする。

(転学)

第19条 大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教員を経て研究科長に転学願を提出するものとする。

2 学長は、所属研究科教授会の議により、転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可する。

(休学)

第20条 休学に関しては、本学学則第29条から第31条までの規定を準用する。

(退学)

第21条 退学に関しては、本学学則第34条の規定を準用する。

(再入学)

第22条 前条による退学者が、退学後2年以内に退学前に所属していた研究科の専攻に再入学を願い出た場合は、当該研究科教授会の議を経て、学長が許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可されたものについては、大学院退学時までの在学期間、休学期間及び留学期間は入学後の当該期間に通算するものとし、既に履修した授業科目に

ついて取得した単位の取扱いについては、当該研究科教授会の議を経て、研究科長が定めるものとする。

## 第2節 教育課程等

(教育課程の編成方針)

第23条 各研究科長は、各研究科教授会の議を経て、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、各研究科長は、大学院の学生に対して専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育方法)

第23条の2 大学院における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

(単位の計算方法)

第24条 大学院における単位の計算方法については、本学学則第23条の規定を準用する。

(授業科目、単位数及び履修方法等)

第25条 研究科において開設する授業科目の名称及び単位数並びに課程の修了に要する修得すべき単位数及び履修方法等については、各研究科規程の定めるところによる。

(履修科目の選定)

第26条 大学院の学生が履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

(考査及び単位の授与)

第27条 大学院の学生が一の授業科目を履修した場合には、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

3 授業科目の履修成績は、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）、F（出席不良・受験放棄）の6種類の標語をもって表示し、S、A、B、Cを合格、D、Fを不合格とする。

(成績評価基準等の明示等)

第28条 各研究科長は、各研究科教授会の議を経て、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科長は、各研究科教授会の議を経て、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育方法の特例)

第29条 大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位の認定及び留学)

第30条 大学院の学生の他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位の認定及び留学については、本学学則第25条、第27条第1項、同条第3項及び第32条の規定を準用する。この場合において、第25条第2項中「60単位」とあるのは「15単位」と、第27条第3項中「前2項」とあるのは大学院学則第30条において準用する第27条「第1項」と、同条第3項中「本学において修得した単位以外のものにつ

いては、第25条及び前条第1項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位」とあるのは「15単位を超えないものとし、また大学院学則第30条において読み替えて準用する第25条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位」と読み替えるものとする。

（他の大学院における研究指導等）

第31条 研究科長は、教育上有益と認めるとき、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の場合において、当該研究科は、あらかじめ当該他の大学院等との間に、研究指導の範囲、期間その他実施上必要とされる具体的措置について協議するものとする。

3 第1項に規定する研究指導が外国において行われる場合は、これを留学として取り扱い、その期間は第32条又は第32条の2に規定する在学期間に算入する。

第3節 課程の修了要件及び学位の授与

（修士課程の修了要件）

第32条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項の在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

（博士後期課程の修了要件）

第32条の2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し地域マネジメント専攻にあっては24単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項の在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 前条2項の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

4 前3項の規定は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院の入学資格に関し修士の学位若しくは学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者について準用する。

（薬学の博士課程の修了要件）

第32条の3 薬学の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の行う博士論文審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

（学位の授与）

第33条 学長は、研究科教授会の議を経て、修士課程を修了した者には、修士の学位を、博士後期課程を修了した者および薬学の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

第34条 前条の学位の授与に関し必要な事項については、長崎国際大学学位規程の定めるところによる。

第4節 除籍、表彰及び懲戒

(除籍、表彰及び懲戒)

第35条 除籍、表彰及び懲戒に関しては、本学学則第35条、第45条及び第46条の規定を準用する。

第5節 科目等履修生、聴講生、履修証明プログラム履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第36条 大学院の学生以外の者で、大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として学長が入学を許可する。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第36条の2 大学院の学生以外の者で、大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について聴講生を志願する者があるときは、選考のうえ、学長が聴講を許可する。

(履修証明プログラム履修生)

第36条の3 学校教育法に基づき本学が設置する履修証明を行うプログラム（以下、「履修証明プログラム」という。）に履修を志願する者があるときは、選考のうえ、履修証明プログラム履修生として学長が入学を許可する。

2 履修証明プログラムに関する規程は、別に定める。

(研究生)

第37条 大学院において特定の事項について研究を希望する者があるときは、選考のうえ、研究生として学長が入学を許可する。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第38条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として学長が入学を許可する。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(特別研究学生)

第39条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として学長が入学を許可する。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第40条 外国人留学生として大学院に入学を志願する者があるときは、研究科教授会で選考のうえ、学長が入学を許可する。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(交換留学生)

第40条の2 海外の大学との協定に基づき、交換留学生として本学大学院生の協定締結先大学への派遣、および協定締結先の大学院生の受入については、研究科教授会で選考のうえ、学長がこれを許可する。

#### 第6節 検定料、入学金及び授業料

(入学金、授業料等の金額)

第41条 大学院の入学金及び授業料等(以下「学納金」という。)は、別表のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、学長は、別に定める場合には学納金を減免することができる。

(検定料)

第41条の2 検定料については別に定める。

(納付等)

第42条 学納金の納付等については、本学学則第53条から59条の2までの規定を準用する。

#### 第7節 教育職員免許状授与の所要資格の取得

(教育職員免許状授与の所要資格)

第43条 大学院の研究科の専攻において、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得した者は、教育職員免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教育職員免許状の種類、免許教科ごとの修得すべき授業科目の履修方法及び単位数は、当該研究科規程において定める。

#### 第8節 学則の改正

(学則の改正)

第44条 この学則の改正は、研究科教授会及び運営会議の議を経て、理事会が行う。

#### 第9節 雑則

(補則)

第45条 この学則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科長が学長の承認を得て、定めることができる。

第46条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、本学学則及び長崎国際大学学生通則を準用する。

#### 附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成18年4月1日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

(健康管理学研究科及び地域マネジメント専攻の設置に伴う改正)

#### 附 則(平成19年4月1日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(「教員組織の整備」に係る学校教育法の改正に伴う改正)

#### 附 則(平成19年4月1日)

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(大学院設置基準の一部改正に伴う改正、教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程の追加及びその他の改正)

2 健康管理学研究科の平成18年度入学者に係る学納金の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、なお従前の規定による。

附 則 (平成20年4月1日)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(学校教育法の一部改正に伴う入学資格に係る適用条項の改正、その他の改正)

附 則 (平成22年4月1日)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(薬学研究科の設置に伴う改正)

附 則 (平成26年10月1日)

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

(薬学の博士課程の入学資格の改正並びに学納金に関する改正)

附 則 (平成27年4月1日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(学校教育法改正に伴う改正)

附 則 (平成27年12月18日)

この学則は、平成27年12月18日から施行する。

(聴講生及び履修証明プログラム履修生に関する事項の追加に伴う改正)

附 則 (令和2年4月1日)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

別表

学納金の額

納付金の種別	研究科	金額	備考
入学金	人間社会学研究科	250,000円	入学時
	健康管理学研究科	250,000円	入学時

	薬学研究科	250,000円	入学時
授業料	人間社会学研究科	650,000円	年額
	健康管理学研究科	670,000円	年額
	薬学研究科	800,000円	年額
実習教育費	健康管理学研究科	30,000円	年額